

各 位

不動産投資信託証券発行者名

 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
 ユナイテッド・アーバン投資法人

代表者名

執行役員 田中 康裕

(コード番号：8960)

資産運用会社名

ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社

代表者名

代表取締役会長兼社長 阿部 久三

問い合わせ先

チーフ・フィナンシャル・オフィサー 夏目 憲一

TEL. 03-5402-3189

発行新投資口数の決定に関するお知らせ

平成 23 年 5 月 23 日開催のユナイテッド・アーバン投資法人（以下「本投資法人」といいます。）役員会において決議いたしました新投資口発行に関し、海外募集における海外引受会社に付与した、本投資法人が追加的に発行する本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）を買取る権利の行使により発行される本投資口数が下記のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する
 本投資口を買取る権利の行使により発行される本投資口数 47,214 口

<ご参考>

1. 募集による新投資口発行

(1) 募集投資口数	下記①及び②の合計による本投資口 640,000 口
	① 下記の各募集における国内引受会社及び海外引受会社の買取引受けの対象投資口として本投資口 592,786 口
	イ) 国内一般募集 393,166 口
	ロ) 海外募集 199,620 口
	② 海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する本投資口を買取る権利の行使により発行される本投資口 47,214 口
(2) 発行価格（募集価格）	1 口につき 91,162 円
(3) 発行価格（募集価格）の総額	58,343,680,000 円
(4) 払込金額（発行価額）	1 口につき 88,357 円
(5) 払込金額（発行価額）の総額	56,548,480,000 円

ご注意：この記者発表文は、本投資法人の発行新投資口数の決定に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。この記者発表文は、日本、英国又は米国における証券の勧誘を構成するものではありません。この記者発表文は、英国 2000 年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるように勧誘又は誘導することにも該当しません。また、1933 年米国証券法に基づき証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。本件においては英国及び米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口総数（平成 23 年 6 月 6 日現在）	1,451,319 口
新投資口発行による増加投資口数	640,000 口
新投資口発行後の発行済投資口総数	2,091,319 口

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる S M B C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当により 12,064 口を上限として、平成 23 年 7 月 6 日に、本投資口が追加で発行されることがあります。

3. 調達資金の使途

今回の募集による新投資口発行に伴う手取金合計（56,548,480,000 円）については、本投資法人による新たな特定資産の取得資金（22,200 百万円。取得に係る諸費用を含みます。）に、その残額を借入金の返済資金に、それぞれ充当します。なお、第三者割当による新投資口発行の手取金上限（1,065,938,848 円）については、借入金の返済資金に充当します。取得予定の特定資産の詳細については、平成 23 年 5 月 23 日付で公表の「資産の取得に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

※ 本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.united-reit.co.jp/>

ご注意：この記者発表文は、本投資法人の発行新投資口数の決定に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。この記者発表文は、日本、英国又は米国における証券の勧誘を構成するものではありません。この記者発表文は、英国 2000 年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるように勧誘又は誘導することにも該当しません。また、1933 年米国証券法に基づき証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。本件においては英国及び米国における証券の公募は行われません。